

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水:垂水市総合防災マップ)

垂水市のハザードマップによると、二級河川の本城川が氾濫した時、当会が立地する市街地域において、上町、栄町、旭町、下宮町、南松原町の国道 220 号線沿いにおいて 0.5メートル未満の浸水予想となっている。

商店街は、上町、本町及び南松原町の国道 220 号線に立地しているが、南松原町の商店街が 0.5メートル未満の浸水地域になっている。

(土砂災害:垂水市総合防災マップ)

垂水市は、地形・地質(シラス)条件から市内全域に山地災害、土石流、地滑り、急傾斜地崩壊等の土砂災害を受けやすい危険箇所が多数ある。特に牛根地区においては、始良カルデラの外輪山の内壁に位置し、居住地が土砂災害特別警戒区域に近く、急傾斜地の崩壊のおそれがある。

(地震・津波:垂水市総合防災マップ)

大正 3 年の桜島の大噴火では、噴火と地震による被害が周辺数十キロメートルの広範囲に及んでいる。現在の桜島の活動を考えると、今後、大噴火による地震や津波による被害が発生することが十分考えられる。また、鹿児島湾直下を震源とした直下型地震の発生の可能性も否定できず、牛根地区から中俣地区の海岸線沿いに 30センチ以上の浸水区域が設定されており、建物等への被害が懸念されている。

(その他)

牛根境地区においては、急傾斜地が国道 220 号線に迫っており、牛根境地区の連続雨量が 200ミリを超えると、交通規制により通行止めの措置がとられ、霧島市と垂水市間の交通障害となる。

また、桜島の大噴火とほぼ同時に噴石が到達する可能性のある範囲に牛根麓と海潟地区が存在し、家屋等に甚大な被害が想定される。

(感染症)

2002年のSARSコロナウイルス、2012年のMERSコロナウイルス、2019年の新型コロナウイルス(COVID-19)と約10年周期で新しいウイルスが発生している。

新型コロナウイルス(COVID-19)感染症のように国民の大部分が免疫を獲得していない現状では、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 5 1 0 事業所(令和3年4月1日現在)
- ・ 小規模事業者数 4 4 4 事業所(令和3年4月1日現在)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	7 1	6 9	管内に広く点在している
	製造業	3 7	2 9	管内に広く点在している
	卸売業	4 3	3 2	管内に広く点在している
	小売業	1 6 1	1 4 6	中心市街地に多くがあり、市内各地区にも点在している。
	飲食・宿泊業	4 9	4 4	上町・本町など中心市街地および海潟地区に多い
	サービス業	1 1 7	1 0 3	管内に広く点在している
	その他	3 2	2 1	管内に広く点在している
合 計		5 1 0	4 4 4	

(3) これまでの取組

1) 垂水市の取組

- ・ 地域防災計画・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定・地域防災マップ(ハザードマップ)冊子の作成及び周知
地域防災マップ冊子を作成し、7 3 7 1 世帯に配布。また、ホームページにて地域防災計画書・新型インフルエンザ等対策行動計画・地域防災マップを公開し、危険箇所等の周知を行っている。
- ・ 防災訓練の実施
市総合防災訓練・桜島火山爆発総合防災訓練のほか、自主防災組織による訓練を行っている。また、行政防災無線の連絡を補完するため、防災ラジオの設置を行っている。
- ・ 防災備品の備蓄・関係機関・各種団体との災害支援協定締結
関係機関・各種団体と災害時の救援、避難場所、物資等の支援の協定を締結

2) 当会の取組

- ・ 垂水市と「災害発生等における生活必需物資の供給に関する協定書」の締結
- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 鹿児島県火災共済協同組合/東京海上日動火災保険(株)と連携した損害保険への加入促進

II 課題

- ・ 現状では、緊急時の取組や協力体制について具体的なマニュアルが整備されていない。
加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・ 保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等の職員が不足している。
- ・ 当会役職員や小規模事業者等が地域の災害リスク情報を十分に持ち合わせていない。
- ・ 感染症対策では、地区内小規模事業者への予防接種の推奨、手洗いの徹底、従業員の体調管理や体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等の衛生品

の備蓄、事業継続リスクに備えての資金の手当対策(リスクファイナンス対策)としての保険の必要性を周知するなどの対策が必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内の小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害や感染症のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会を実施する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と垂水市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかに復興支援が行えるよう、また域内において感染症のクラスターが発生した時あるいは、事業所内で事業従事者に感染が発生した時、事業活動への支障を最小限にするため、速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年4月1日～令和9年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と垂水市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 「垂水市地域防災計画」や「垂水市新型インフルエンザ等対策行動計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップを用いながら、事業立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入・行政の支援策活用等)について説明する。
- ・ 会報やホームページ等において国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取り組可能な簡易的なものを含む)の策定により実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、計画策定の支援、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

< 災害リスクの周知に関する目標 >

項目	現 状	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
事業者BCP等策定件数	未実施	1	3	3	3	3
専門家派遣件数	未実施	1	2	2	2	2
セミナー開催件数	未実施	1	1	1	1	1

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和3年度に事業継続計画を作成(別添)

3) 関係団体等との連携

- ・鹿児島県火災共済協同組合や東京海上日動火災保険(株)に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や損害保険、感染症対策付き休業補償など)の紹介等を実施する。
- ・垂水市や金融機関等へ普及啓発ポスター掲示依頼、セミナーを共催する。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認する。
- ・毎年度、(仮称)垂水市事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会(法定経営指導員の参画を含む)、垂水市)を年1回(7月)開催し、状況確認や改善点等について協議し、本計画に記載した事業の実施状況への評価・検証を行う。また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともにホームページや会報(年1回)へ掲載することで、地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とする。

〈事業者BCP等の取組み状況の確認について〉

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
事業者BCP取組状況のフォローアップ件数	2	2	3	3	3

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5弱の地震)が発生したと仮定し、垂水市との連絡ルートの確認等を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と垂水市で共有する)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底して行う。
- ・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、垂水市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と垂水市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対応の方針を定める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身
がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・ 職員自身が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、できる限り1日以内に情報を共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害目安	状 態
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「窓ガラスが割れる」、「瓦が飛ぶ」など比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報はない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により当会と垂水市は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月後	2日に1回共有する
1ヶ月以降	7日に1回共有する

- ・ 垂水市で法律に基づいて設置された感染症対策本部の指示を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と垂水市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、鹿児島県商工会連合会を通じて県の商工政策課へ報告する。
- ・ 感染症拡大の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当会と垂水市が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会から鹿児島県商工会連合会を通じて又は垂水市から鹿児島県へ報告する。

様式①

様式① 鹿児島県商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛 (メールアドレス: dantai@pref.kagoshima.lg.jp)

令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

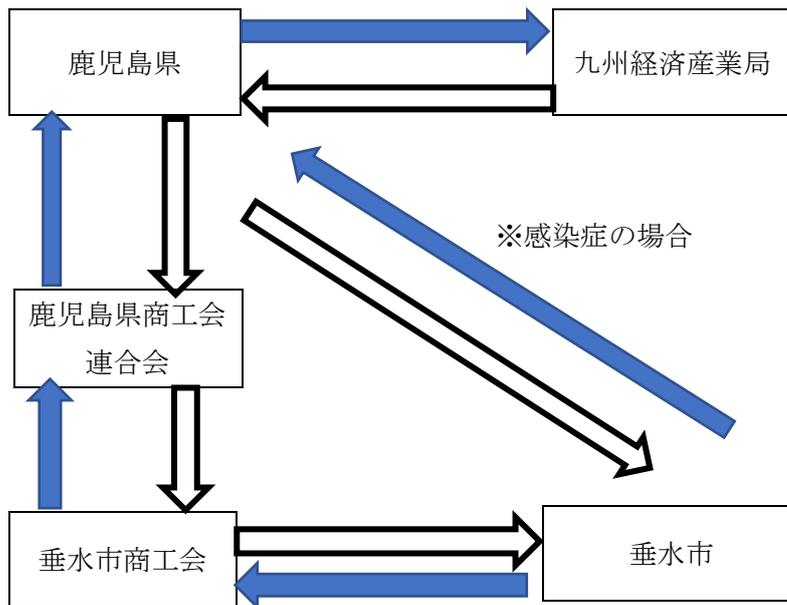
策縦者:

電話番号:

メールアドレス

被害合計金額

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に 必要な額 おおよそで可	(被害額内訳) 単位: 千円				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば
					土地 (堆積土砂排除費・整地費)(事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	商品、原材料、仕掛け品等	
1									
2									
3									
4									



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、垂水市と相談する。
(当会は国の依頼を受けた場合、日本政策金融公庫の協力を受け、特別相談窓口を設置する)
- ・安全が確保された場所に相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国・県・市の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした

支援策の実施や相談の窓口開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

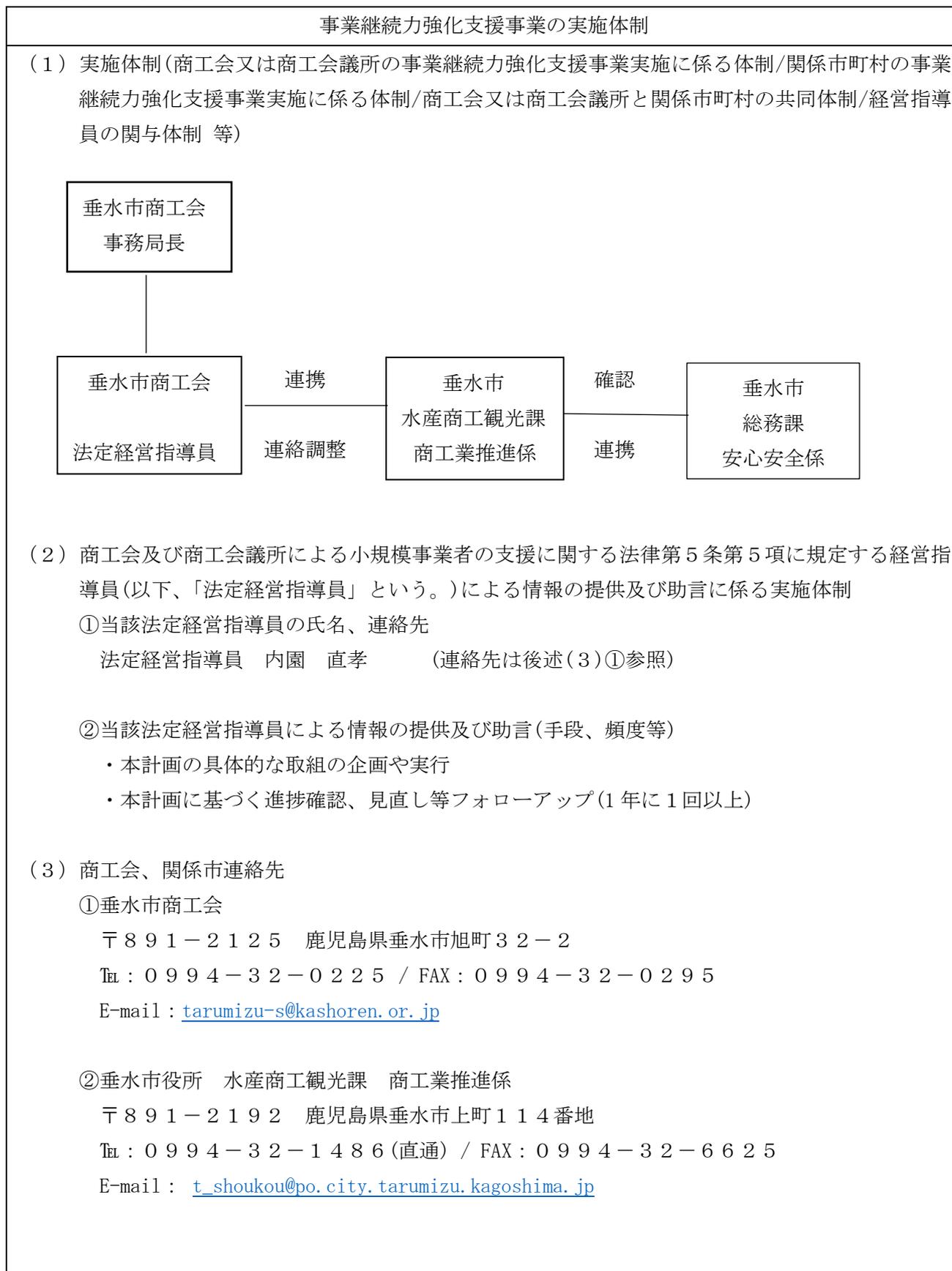
- ・ 鹿児島県の方針に従い復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等について鹿児島県商工会連合会を通じて鹿児島県等に相談する。
- ・ 被災事業者の速やかな復興支援のため、損害保険等の加入状況等について連携先の保険会社から情報提供を受け、保険金請求に関する手続きの支援を行う。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災備品購入費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入 事業収入 鹿児島県補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
①東京海上日動火災保険株式会社 鹿兒島支店 鹿屋支社 支社長 宮城 尚 〒893-0015 鹿兒島県鹿屋市新川町 600 番地 Tel:0994-44-6117 / FAX:0994-44-6133 ②鹿兒島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 〒892-0821 鹿兒島県鹿兒島市名山町 9-1 鹿兒島県産業会館 5 階 Tel:099-225-4218 / FAX:099-227-3595
連携して実施する事業の内容
①事前の対策 ・巡回指導時や窓口にて、自然災害による事業継続への影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、自然災害や火災に備えた損害保険・共済加入等)について説明する。 ・被災に備え、事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対して事業継続普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 ②地区内の小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストの提供により、被害状況を把握して保険金請求に該当するか速やかに照らし合わせ、該当者の保険金請求手続きを支援する。
連携して事業を実施する者の役割
①休業補償、水害保証等の損害保険・共済の情報提供 ②事業継続の取組、BCP作成に関する専門家の紹介 ③災害時の顧客リストの情報提供及び保険金請求の手続き
連携体制図等
<pre>graph TD; A["東京海上日動火災保険 (株) 鹿兒島県火災共済協同組合"] -- "リスク分析 保険金支払" --> C["事業者"]; B["垂水市商工会"] -- "相談 支援" --> C; C -- "加入 保険金請求" --> A;</pre>